

仕 様 書

1 名称

令和8年度堺市職員の乳がん検診・骨粗鬆症検診に関する業務

2 目的

職員の健康管理の一環として、乳がん及び骨粗鬆症の疾患を早期に発見し、治療につなげるため、検診を行うものであること。

3 履行場所

集団検診：堺市役所本庁（堺市堺区南瓦町3番1号）

個別検診：堺市内に常設する医療機関等

4 検診実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 内容

(1) 検診内容

① 乳がん検診 [40歳以上]

ア 問診

イ マンモグラフィ（1方向）

② 乳がん検診 [39歳以下]

ア 問診

イ 超音波検査

③ 骨粗鬆症検診

ア 前腕部の骨塩量測定

(2) 検診日

検診実施期間内に、後記「7 受検予定者数」に記載された人数の検診を完了するよう本市と協議の上、集団検診日と個別検診日を設定する（土・日曜日、祝日を除く。）。ただし、集団検診は下記の要件を満たすこと（受検者数が下記の最低健診人数を下回る場合はこの限りでない。）。

また、受検者に30分以上の待ち時間が発生しないよう配慮すること。

① 乳がん検診 [40歳以上]

最低実施日数：8日 最低検診人数：800人

② 乳がん検診 [39歳以下]

最低実施日数：4日 最低検診人数：360人

③ 骨粗鬆症検診

最低実施日数：3日 最低検診人数：240人

(3) 集団検診時の会場設営、撤収作業及び検診車の搬入

会場設営、撤収作業及び検診車の搬入については受注者が実施し、集団検診会場の管理担当者の指示に従うこと。

また、新型コロナウイルス等の感染防止の観点から必要な措置を講じることとし、感染拡大防止に努めること。

(4) 受付

① 事前に本市から提供された受検者名簿に基づいて先着順に受付し、受付番号を付すること。

② 受検者から受検負担金（乳がん検診500円、骨粗鬆症検診1,100円（1人あたり））を徴収し、領収書を発行すること。

(5) 受付時間

① 集団検診

午前9時30分から午後4時00分までの間で、詳細は本市と協議の上、決定する。

② 個別検診

本市と協議の上、決定する。

受付時間は、その日の混雑状況に応じて開始時間を早める、又は終了時間を遅らせるといった対応をとることとするが、受付時間の短縮はしないこと。

(6) 経費の負担

業務に使用する機材（機器・備品（受付会場の机・椅子を除く。）、衛生関係消耗品及び一般消耗品は、受注者が準備するものとし、その経費は受注者の負担とする。

(7) 結果報告

① 検診日毎に検診結果報告書を作成するとともに、精密検査を必要とする者（以下「要精検者」という。）について報告すること。ただし、緊急に治療が必要であると判断した者については、速やかに本市に報告すること。

② 受検者については、検診票に記入した住所に結果通知を郵送すること。

また、要精検者への結果通知には、医療機関宛ての紹介状を同封すること。

③ 結果通知の送付に当たっては、窓あき封筒を使用し、結果通知を1枚にまとめる等、誤送付が発生しない方法をとること。ただし、やむを得ず上記の方法が困難な場合（紹介状やフィルムを同封する場合等）は、複数名で封入物確認を行う等、誤送付が発生しないよう作業手順を定めた上で、発注者の確認を受けること。

④ 全受検者の検診結果データをCD、DVD等の電子媒体で提出すること。

(8) 臨機の処置

受注者は災害発生時等緊急の必要があるときは、検診実施期間内に代替日を設定する等、臨機の処置をとることとし、処置の内容を速やかに本市に通知すること。

(9) その他

本検診の実施に当たっては、平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添（健発第0331058号）「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」及び令和6年2月14日厚生労働省健康・生活衛生局長通知別添（健生発0214第9号）「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について」を踏まえた上で行うこと。

6 対象者

本市より提供する受検者一覧に記載の者を対象者とする。

7 受検予定者数

- (1) 乳がん検診 [40歳以上]
880人
- (2) 乳がん検診 [39歳以下]
450人
- (3) 骨粗鬆症検診
250人

8 秘密の保持

- (1) 契約に関し、業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。契約終了後又は解除後も同様とする。
- (2) 本市が提供した受検者のデータの秘密保持及び保護保管については、最善の管理体制をもって厳重に管理すること。
- (3) 受検者のデータを本業務以外に使用又は利用しないとともに、本市の承認なく第三者に提供しないこと。
- (4) 受検者のデータは、本業務終了後速やかに本市に返還すること。

9 その他

- (1) 契約締結後速やかに従事者名簿（氏名、資格）及び免許の写し等従事者の資格が確認できる書類を提出すること。
- (2) 集団検診において、医師の立会いなく乳房エックス線検査を実施する場合は、検診実施初日までに、乳房エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師等を明示した計画書を作成し、提出すること。
- (3) 検診実施初日までに結果通知の見本（コメント例等）を本市に提示すること。
- (4) 別記「暴力団等の排除について」を遵守すること。
- (5) 本業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理に十分に留意すること。

- (5) 緊急事態宣言の発令等、やむを得ない事由により本業務が中止となった際は、その後の対応について本市の指示に従うこと。
- (6) その他、本仕様書に記載の無い事項については本市と協議の上、決定すること。